

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 315 回

いよいよ政界開戦の時ですね。どちらが勝つかによって、また経済もかなりの影響を受ける事になるかと思われまます。

ところで、安倍首相の「働き方改革」について少し考えてみました。

「働き方改革実行計画」の一つに”長時間労働の是正”と”賃金引き上げ”、”生産性向上”がありますね。長時間労働の是正のためには、今まで 10 時間で行っていたものを、たとえば 8 時間で完成する、従って 2 時間早く完成させるためには何をすればよいのか？これが問題ですね。

- 自分の技術力・能力をUPする
- 過剰品質や品質の追及をやめる、過剰サービスを行わない
- コンピューターを今以上に有効利用する
- ミスをなくし不良率を下げる。

この中で生産性の向上につながるのは、技術力・能力UP、コンピューター等の有効利用、不良率を下げる（ミスを少なくする）等でしょうか。

また、働く労働者は、残業が減った分だけ賃金が減ることになりますね。なかなか難しい問題です。

皆様の会社でも、この仕組み”生産性を上げ、残業代を減らし、そしてサービス力は減少しない等”をしっかりと考え、実行していかなければ「働き方改革」はできませんね。

前田の《今人生を語る》第 220 回

めざめよ日本人 (142)

「ほめる」という事について

ほめる事は簡単だし、無責任でもある。

一方、叱るには相手をしっかり見て、かつ、自分は相手以上にできる。という自信がなくてはいけない。

下手をすれば恨みを買うこともあるのだから、割に合わないことでもある。

「こいつをなんとかしなければいけない」と、思うから叱るのである。

山岡 鉄舟

所得拡大促進税制の見直し

木村 知誉子

中小企業の賃上げを更に後押しし、経済の好循環を強化する観点から、高い賃上げを行う中小企業に対して、所得拡大促進税制について大企業を上回る支援の強化が行われました。

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人（又は個人事業主）が、下記①～③の全ての要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。なお、控除額は中小企業では当期の法人税額の 20%、大企業では 10%が上限となります。

- ①雇用者給与等支給増加額÷基準年度の雇用者給与等支給額≥ 3 % (大企業は 5 %)
- ②雇用者給与等支給額≥前年度の雇用者給与等支給額
- ③平均給与等支給額>前年度の平均給与等支給額

※雇用者給与等支給額＝損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

※基準年度＝平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する最初の期の直前期

※雇用者給与等支給増加額＝基準年度から当期の雇用者給与等支給額の増加額

※平均給与等支給額＝継続雇用者に対する給与等支給額÷継続雇用者の数の各月合計数

改正前

①②③の全ての要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の 10%を税額控除

改正後 (平成 29 年 4 月以降)

☆中小企業 (資本金 1 億円以下)

- ①②③の全ての要件を満たした場合、
- ③の増加率が 2 %未満 ⇒ 雇用者給与等支給増加額×10%を税額控除

③の増加率が 2 %以上 ⇒ 

雇用者給与等支給増加額×10% +
前年度からの支給増加額×12%

 を税額控除

☆大企業 (資本金 1 億円超)

- ①②③の全ての要件を満たした場合、
- ③の増加率が 2 %未満 ⇒ 税額控除不可

③の増加率が 2 %以上 ⇒ 

雇用者給与等支給増加額×10% +
前年度からの支給増加額×2 %

 を税額控除